無償化について

はなぞのこどもえん・クララこども園・いけむらこども園 の預かり保育(新 2 号)・みつば幼稚園午前中並びに預か り保育・認可外保育園を利用する子どもたち

申請手続きを行うことで、利用料の無償化(※上限額あり)制度を利用することができます。※認可外保育園(一時預かり含む)利用の0~2才クラスは非課税世帯のみ

【対象者】

- ○同居親族(別居保護者含む)の「保育の必要性」(別紙参照)が認められた た児童が無償化制度の対象となります。
 - ※みつば幼稚園児は、午前中のみ利用者・預かり保育利用者ともに、申請が必要です。(午前中のみであれば、「保育の必要性」を証明する必要はありません。
 - 無償化の対象期間は、「保育の必要性」が認められた期間のみです ※期限が切れる保護者は、ご自身で、更新手続きが必要です。期限前に、 保育の必要性を確認できる書類(就労証明書等)を提出してください。
 - 年度途中での無償化(預かり)申請については、手続き前に利用園に利用できるかどうか確認の上、市役所子ども未来課にてお手続きください。

【利用料】

○みつば幼稚園 午前中利用料について:

園が保護者にかわり、市へ利用料を請求することで月額最大25,700円(保育料・入園料対象)までが無償となります。(法定代理受領)

○みつば幼稚園・はなぞのこどもえん・クララこども園・いけむらこども園 預かり保育料について:

保護者は一旦預かり保育料を園に支払い、子ども未来課にて還付の手続きが必要となります。(償還払い)

- ●還付対象額は、日額450円に利用日数を乗じた金額と支払い済の預かり保育料と比べて、 少ない金額が支給額となります。
- 3ヶ月に1回、園を通して(又は市に持参)請求書の提出が必要です。
- ○認可外保育園(一時預かり施設含む)の保育料について:

非課税世帯の0才~2才児クラス利用者は月額最大42,000円、3才児クラス以上の利用者は月額最大37,000円までが対象です。保護者は一旦預かり保育料を園に支払い、子ども未来課にて還付の手続きが必要となります。(償還払い)